

## 『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

## 小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

## 対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が20人(サービス業の場合は娯楽業・宿泊業に限る)以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が5人(商業、サービス業(娯楽業・宿泊業を除く))以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・ 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

## 支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢(65歳以上で15年以上掛金を納付)または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

## ■毎月の掛金

・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内(500円きざみ)で自由にお決めください。また、加入後に増額または減額することもできます。

## ■税法上の特典

- ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取の場合は退職所得、分割受取の場合は公的年金等の雑所得、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

## ■契約者貸付け制度

・納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で事業資金などの貸付けを受けることができます。

## ご利用方法

- (1) 中小企業基盤整備機構(中小機構)の共済サポート navi(※)からオンラインで加入のお申し込みをお願いします。※URL: [https://kyosai-web.smrj.go.jp/online/describe/index\\_01.html](https://kyosai-web.smrj.go.jp/online/describe/index_01.html)  
最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、お申し込みいただくことも可能です。
- (2) 中小機構から共済手帳・加入者のしおりおよび約款をお送りします。
- (3) 掛金は口座振替で納付していただきます。
- (4) 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、共済金の請求をしてください。
- (5) 中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

## お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話:050-5541-7171

URL: <https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

全国の金融機関の本・支店 最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会

都道府県中小企業団体中央会

## 『連鎖倒産を防止したい』

## 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

## 対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

## 支援内容

取引先企業が倒産（※）し、売掛金や電子記録債権などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付けを受けることができます。※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、電子交換所や電子債権記録機関による取引停止処分、弁護士などが代理人となる私的整理を指し、「夜逃げ」などは含まれません。

## ■毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から20万円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が800万円となるまで積立てることができます。毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

※なお、令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合には、解除の日から同日以降2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費（個人）・損金（法人）算入できません。

## ■共済金の貸付けの条件

- ・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年（うち据置期間6か月）の毎月均等償還です。

## ■一時貸付金制度

- ・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

## ご利用方法

- (1) 中小企業基盤整備機構（中小機構）の共済サポート navi（※）よりオンラインでの加入手続きをお願いします。  
※URL：[https://kyosai-web.smrj.go.jp/online/describe/index\\_03.html](https://kyosai-web.smrj.go.jp/online/describe/index_03.html)  
貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口からお申込みいただくことも可能です。
- (2) 中小機構から共済契約締結書・加入者必携をお送りします。
- (3) 取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付請求をしてください。
- (4) 中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

## お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話：050-5541-7171

URL：<https://kyosai-web.smrj.go.jp/tkyosai/index.html>

全国の金融機関の本・支店

最寄りの商工会・商工会議所

都道府県中小企業団体中央会

## 『安心・簡単・有利に退職金制度を確立したい』 中小企業退職金共済制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を納付することで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は全額非課税で、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

### 対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種(製造業等)	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300 人以下 または ・資本金・出資金 3 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 1 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 5,000 万円以下	・常用従業員数 50 人以下 または ・資本金・出資金 5,000 万円以下

### 支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度(一般の中退共)と、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度(それぞれ建退共、清退共、林退共)があります。

※短時間労働者には、一般の従業員より低い特例掛金月額を設けています。

※一般の中退共では、条件により、他の退職金・企業年金制度等との間で資産移換することも可能です。

### ■掛金負担軽減措置

#### 1. 一般の中退共

(1)初めて加入した事業主に対して、掛金月額の2分の1(上限5,000円)を従業員ごとに加入後4か月目から1年間、国が助成します。

(2)18,000円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の3分の1を増額した月から1年間、国が助成します。

※(1)(2)とも、一部対象外となる場合があります。

#### 2. 特定業種

新たに加入した従業員(被共済者)について、掛金の一部を国が助成します。

### ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

#### お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

URL: <https://www.taisyokukin.go.jp/>

一般の中退共 電話:03-6907-1234

建退共 電話:03-6731-2831

清退共 電話:03-6731-2887

林退共 電話:03-6731-2887

## 『防災のための施設整備をしたい』 BCP 資金

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP(事業継続計画)を策定している中小企業者、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者等は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

### 対象となる方

- ・ 中小企業 BCP 策定運用指針に則り、自然災害の他、感染症又はサイバー攻撃にかかる対策の観点で自ら策定した BCP(事業継続計画)に基づいて、防災のための施設等の整備を行う中小企業者  
※ 中小企業 BCP 策定運用指針による全てのコース(入門、基本、中級、上級)が対象です。  
自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、本指針に則っていれば条件を満たしているものとします。
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けている中小企業者等

中小企業 BCP 策定運用指針及び事業継続力強化計画については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

(中小企業 BCP 策定運用指針) <https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

(事業継続力強化計画) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

### 支援内容

#### ■中小企業事業

##### ○貸付限度額

7 億 2,000 万円

##### ○貸付利率

【設備資金】特別利率③、特別利率②、基準利率

【運転資金】基準利率

##### ○貸付期間

【設備資金】20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

【運転資金】7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

### ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル

電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)

電話:098-941-1785

## 『突然の自然災害から事業を復旧させたい』 災害復旧貸付

災害による影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様の、事業復旧を支援します。

### 対象となる方

災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者の方

### 支援内容

#### ■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

#### ■貸付利率

基準利率(令和7年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】1.65%

(激甚災害等に指定された災害の場合、金利引下げ措置あり)

#### ■貸付期間

【日本公庫(中小企業事業)】設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)

【日本公庫(国民生活事業)】適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内(据置期間2年以内)

#### ■担保、保証条件

被災状況に応じ弾力的に対応

※ 沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

### ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

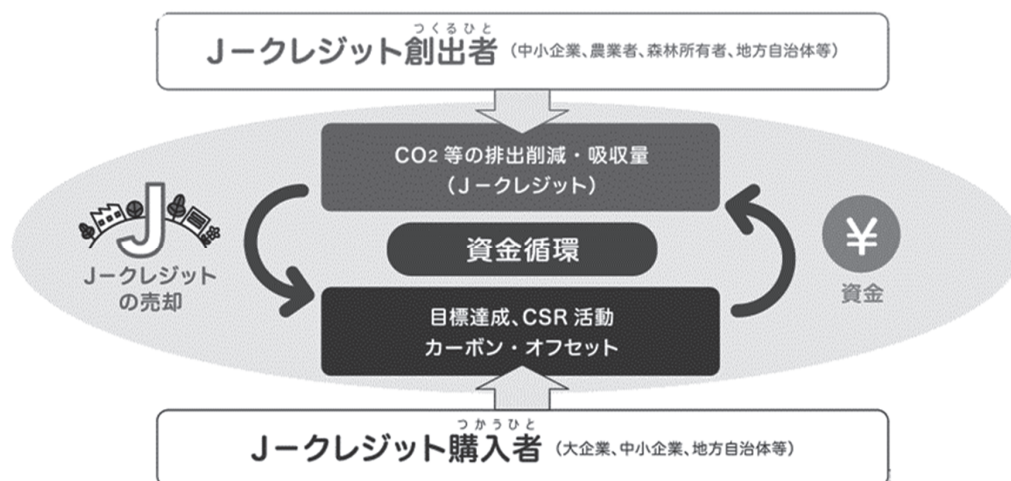
沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『まだあります！省エネ・再エネ設備導入の支援策！』 J-クレジット制度

省エネ・再エネ設備等の導入による温室効果ガス排出削減量を、クレジット(取引可能な形)として国が認証する制度です。地球温暖化対策の推進に関する法律の排出量報告やカーボンオフセット等に活用可能で、近年需要が高まっています。また、クレジットの売却益によって、投資回収年数の短縮も可能になります。

### 対象となる方

省エネ設備(ボイラー等)や再エネ設備(太陽光発電設備等)等の導入、森林経営活動等を検討している方  
※既に導入済み設備の場合、プロジェクト登録の申請日から遡って2年以内に導入したものに限りです。  
(参考)J-クレジット制度



### 支援内容

J-クレジット制度の利用に必要な手続について、以下の支援を行います。

#### (1)書類の作成支援

プロジェクト登録申請等における各種書類の作成にあたり、J-クレジット制度事務局による支援が受けられます。

#### (2)審査費用支援

制度へのプロジェクト登録やクレジット認証時の審査費用に対して、支援が受けられます。

### ご利用方法

詳細、支援条件や状況の最新情報は、J-クレジット制度ウェブサイトまたは事務局までお問い合わせください。お問い合わせ先

J-クレジット制度事務局  
J-クレジット制度ウェブサイト お問い合わせをご参照ください。  
<https://japancredit.go.jp/contact/>

## 『多発する自然災害等に備えるために、防災・減災対策を考えたい』 事業継続力強化計画

防災・減災の取組みを通じて事業継続力の強化を図る中小企業を後押しするため、「事業継続力強化計画」認定制度を実施しています。認定を受けた中小企業者は認定ロゴマークの使用、金融支援や税制措置、補助金の加点等の支援措置を受けることができます。

### 対象となる方

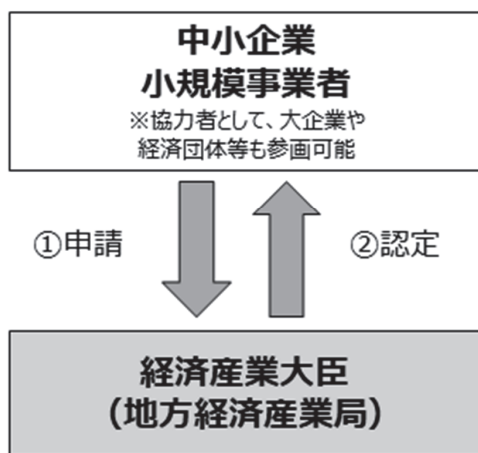
中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する中小企業者

### 支援内容

#### ご利用方法(計画概要)

- 中小企業者が、防災・減災に係る取組をまとめた「事業継続力強化計画」を作成し、国(経済産業局等)に申請。認定を受けた中小企業者には、認定ロゴマークの使用、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制措置(中小企業防災・減災投資促進税制)、補助金の加点措置等、様々な支援策が受けられます。
- 計画は、①中小企業者が自社のみで取り組む「事業継続力強化計画」と、②複数の事業者で連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」の2種類があり、これまで(令和6年12月末日時点)約73,000件の計画が認定されています。

### 計画認定スキーム



### 認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 補助金採択時の加点措置



【認定ロゴマーク】

## 支援措置の詳細

### ①日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資（貸付利率から0.9%引下げ）が受けられます。

#### ■貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円

#### ■貸付期間

設備資金 20年以内、長期運転資金 7年以内（据置期間 2年以内）

### ②中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者は、事業継続力強化計画等の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

### ③中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業者が行う災害への事前対策を強化するため、事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者を対象に、防災・減災設備（自家発電設備、排水ポンプ、止水板等）を取得等した場合に、特別償却の適用が受けられる制度です。

### ④その他

- ・ 事業継続力強化計画認定ロゴマークの使用が可能となります。
- ・ 経済産業省で執行する一部の補助金で、加点措置が受けられます。
- ・ 中小企業庁のウェブサイトですべての事業者名が公表されます。

## ご利用方法

#### ●事業継続力強化計画

電子申請システムから申請ください。詳細については中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#jigyō>

## お問い合わせ先

最寄りの経済産業局等の担当課（詳細は以下掲載のお問い合わせ先一覧を参照ください）

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html#contact>

## 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

### 対象となる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- ・ 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- ・ 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- ・ 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

### 支援内容

#### 通常枠

#### 【対象資金】

設備資金、運転資金

#### 【貸付限度額】

2,000万円(1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。)

#### 【貸付金利】

令和7年3月3日現在 1.95% ※金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

#### 【貸付期間】

10年以内(据置期間は2年以内)

#### 【担保・保証人】

不要

#### 東日本大震災対応特枠、令和2年7月豪雨対策特枠、令和6年能登半島地震対策特枠

東日本大震災、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により直接または間接被害を受けた小規模事業者の方は、上記の通常枠とは別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置等を利用することができます。

### ご利用方法

- ・ 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ・ 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ・ 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。  
※沖縄県については、本文中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

#### お問い合わせ先

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

お近くの商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <https://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <https://www.jccci.or.jp/>)

## 『東日本大震災からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

### 対象となる方

- ① **直接被害者**: 福島県又は岩手県・宮城県の沿岸地域に事業所を有し事業活動を行う方
- ② **間接被害者**: 福島県に事業所を有し事業活動を行う方
- ③ **その他地震の影響により業況が悪化している方**: 福島県に事業所を有し事業活動を行う方

### 支援内容

#### ■貸付限度額

- ① **直接被害者 および ② 間接被害者**  
【日本公庫(中小企業事業)】3億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000万円(上乘せ)
- ③ **その他の方**  
【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円、【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円(別枠)

#### ■貸付期間

- ① **直接被害者 および ② 間接被害者**: 設備資金 20年以内、運転資金 15年以内
- ③ **その他の方**: 設備資金 15年以内、運転資金 8年以内

#### ■据置期間

- ① **直接被害者**: 貸付期間のうち5年以内
- ② **間接被害者 および ③ その他の方**: 貸付期間のうち3年以内

#### ■貸付利率

- ① **直接被害者 および ② 間接被害者**  
貸付後3年間、基準利率(災害)から▲1.4%(最大)  
利下げ上限額は直接被害者1億円(国民生活事業は3,000万円)、間接被害者3,000万円  
(貸付後4年目以降および上限額を上回る部分は▲0.5%(最大)引下げた金利を適用。)
- ③ **その他の方**  
基準利率から売上等減少▲0.3%、雇用の維持・拡大▲0.2%(いずれも満たす場合は▲0.5%)  
※基準利率(災害):【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】1.65%  
※基準利率:【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】2.30%  
(注1)上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和7年1月6日時点)。  
(注2)利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

### ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505  
沖縄復興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『令和6年能登半島地震の影響で資金繰りが厳しいので融資を受けたい』

## 令和6年能登半島地震特別貸付

令和6年能登半島地震等で被害を受けた中小企業者や、地震の影響により業況が悪化している中小企業者の皆様に対して、別枠で融資します。加えて、直接被害を受けた中小企業者の皆様に対しては、所定の金額を上限に当初3年間の金利を0.9%引き下げます。

## 対象となる方(共通項目・変更不可)

- ① 被災4県(石川県・富山県・福井県・新潟県)に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者<sup>※1,2</sup>
- ② ①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者
- ③ 今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者<sup>※3</sup>

※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む ※3:風評被害等による影響も含む

(注)令和6年能登半島地震の他、令和6年9月に発生した豪雨(令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害)による災害を含みます。

## 支援内容(共通項目・変更不可)

## ■貸付限度額

- ・①及び②の方

【日本公庫(中小企業事業)】3億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000万円(上乘せ)

- ・③の方

【日本公庫(中小企業事業)】7.2億円、【日本公庫(国民生活事業)】別枠 4,800万円、

## ■貸付期間

- ・設備資金 20年以内 運転資金 15年以内(据置期間 5年以内)

## ■貸付利率

- ・①の方

貸付後3年間、1億円(国民生活事業は3,000万円)を上限に基準利率(災害)▲0.9%  
(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用)

- ・②の方:基準金利(災害)

- ・③の方:基準金利

※基準利率(災害):【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】1.65%

※基準利率:【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】2.30%

(注1)上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和7年1月6日現在)

(注2)利率は担保の有無、返済期間等により変動します。

## ご利用方法(共通項目・変更不可)

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

## お問い合わせ先(共通項目・変更不可)

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 高度化事業(災害対策)

東日本大震災、令和元年台風 19 号等、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震で被災した中小企業等のグループ等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の貸付けを行います。

### 対象となる方

#### 【東日本大震災、令和元年台風 19 号等、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震 共通】

1. 中小企業等のグループが「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画の認定を受けて、グループに参加する構成員が施設・設備の復旧整備を行う場合
2. 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合

#### 【東日本大震災のみ】

3. (独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
4. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業(民設商業施設整備型事業))の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合

### 支援内容

#### ■自己負担

貸付対象経費の1%または10万円のいずれか低い額

#### ■貸付対象・貸付利率・貸付期間

設備資金・無利子・20年以内(うち据置期間5年以内。一部の貸付けで3年以内)

※担保・保証人が必要となる場合あり

### ご利用方法

被災県の中小企業支援センターの担当窓口にお問い合わせください。

### 参照情報

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

#### お問い合わせ先

被災県中小企業支援センター

URL: [https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou\\_sien.html](https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html)

(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課

電話: 03-5470-1528

URL: [https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment\\_loan/index.html](https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html)

## 『一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい』 セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

### 対象となる方

#### 経営環境変化対応資金

社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方  
※利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

#### 金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化(借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等)により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

#### 取引企業倒産対応資金

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

#### 危機対応後経営安定資金

※日本公庫国民生活事業では、危機対応後経営安定資金にて事業者の皆さまを支援しております。詳しくは、危機対応後経営安定貸付【日本公庫(中小企業事業)】・セーフティネット貸付(危機対応後経営安定資金)【日本公庫(国民生活事業)】をご確認ください。

### 支援内容

#### 経営環境変化対応資金

##### ■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円

##### ■貸付利率

基準利率

※基準利率(令和7年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】2.30%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

※ただし、社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方

または来すおそれのある方のうち、①原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率

または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方、②ALPS処理水の処分に伴う風評影響を

受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方は、基準利率-0.4%。

##### ■貸付期間

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

---

## 金融環境変化対応資金【日本公庫(中小企業事業)】

### ■貸付限度額

3億円

### ■貸付利率

基準利率(上限利率 2.5%)

※基準利率:1.65%(令和7年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

### ■貸付期間

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

---

## 取引企業倒産対応資金

### ■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠3,000万円

### ■貸付利率

基準利率

※基準利率(令和7年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)

【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】2.30%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

### ■貸付期間

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

---

## ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『過去の大規模な災害、感染症等で増大した借入金の借換等を検討したい』

**危機対応後経営安定貸付【日本公庫(中小企業事業)】**

**セーフティネット貸付(危機対応後経営安定資金)【日本公庫(国民生活事業)】**

過去の大規模な災害、感染症等で借入が増大した中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、借入金の借換等を通して返済負担の軽減を図り、資金繰りの改善を支援します。

#### 対象となる方

過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、次のすべての要件を満たす方

- (1) 次のいずれかの貸付制度等に係る貸付残高を有すること
  - ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - ② 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付
  - ③ 危機対応後経営安定貸付／セーフティネット貸付(危機対応後経営安定資金)
- (2) 債務負担が重くなっていること(※)
 

(※)一定の要件を満たす必要があります。詳細は、各機関にお問い合わせ下さい。
- (3) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること

#### 支援内容

##### ■資金使途

既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金

##### ■貸付限度

【日本公庫(中小企業事業)】20億円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠 7,200万円

##### ■貸付利率

基準利率:【日本公庫(中小企業事業)】1.65%、【日本公庫(国民生活事業)】2.30%

(注1)上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和7年1月時点)

(注2)利率は担保の有無、返済期間等により変動します。

##### ■貸付期間

運転資金 20年以内(据置期間2年以内)

#### ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『創業または経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行いたい』 中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定経営革新等支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に株式会社日本政策金融公庫が融資を行います。

### 対象となる方

次のいずれかに該当するもの

- (1)経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする方で、自ら事業計画書を策定し認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方。
- (2)「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「基本要領」という。)又は「中小企業の会計に関する指針」(以下「指針」という。)を適用している又は適用する予定である方で、事業計画を策定する方。

### 支援内容

#### ■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)沖縄振興開発金融公庫

(注)国民生活事業では、新規開業・スタートアップ支援資金にて新たな事業活動への挑戦を行う方を支援しております。

詳しくは、新規開業・スタートアップ支援資金をご確認ください。

#### ■貸付限度

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

#### ■貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方(1)であって次の全ての要件を満たす方については特別利率①(基準利率-0.4%)とする。

(i)基本要領または指針を適用している、または適用する予定である方

(ii)事業計画書に以下のすべての事項を含むこと(口については部門別管理を行っている方に限る。)

イ 当面6ヵ月程度の資金繰り予定表

ロ 部門別収支状況表

#### ■貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

#### ■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定経営革新等支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

### ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

## 『事業資金を借りたい』 信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業者の資金調達を行いやすくします。

### 対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

### 支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。  
また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

### ■保証限度額

- ・普通保証 2 億円以内
  - ・無担保保証 8,000 万円以内
  - ・無担保無保証人保証 2,000 万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）
- なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

### ■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対しおおむね 0.45% から 2.2% の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。  
※また、セーフティネット保証等の特別な保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。

### ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出してください。  
※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせください。

### 参照情報

セーフティネット保証制度

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

### 対象となる方

#### ○セーフティネット保証制度

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

	対象者
1号	大型倒産発生※により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
3号	突発的災害(事故等)※により影響を受ける中小企業者
4号	突発的災害(自然災害等)※により影響を受ける中小企業者
5号	全国的に業況の悪化している業種※に属する中小企業者
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)※に伴って借入れが減少している中小企業者
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

※ 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

#### ○危機関連保証制度

全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時、新型コロナウイルス感染症蔓延時等と同程度に、短期かつ急速に低下することによって、著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた案件※により売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ウェブサイトまたは各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

### 支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

## ■保証限度額

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)		
・普通保証	2億円	+	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	2,000万円		・無担保無保証人保証	2,000万円

※セーフティネット保証制度と危機関連保証を併用する場合、保証限度額はそれぞれ別枠となります。

## ■保証料

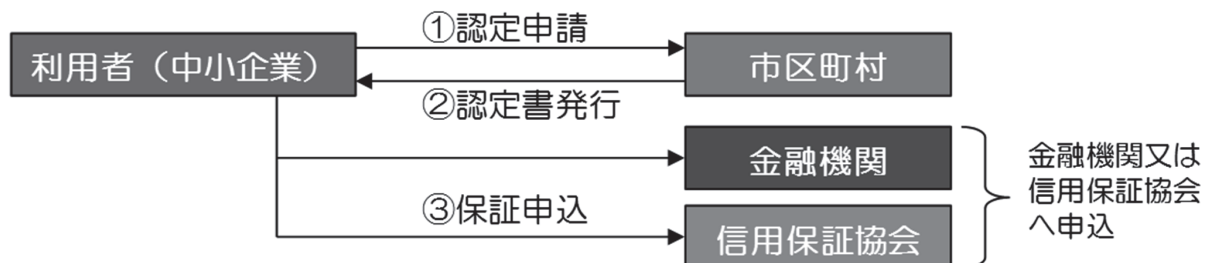
概ね 0.7～1.0% (危機関連保証については 0.8%以内)

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

## ■ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地または事業実態のある事業所(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書を提出(その事実を証明する書面等を添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資および保証の可否が決まります。



## ■参照情報

セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記のQRコードよりご確認頂けます。



## 『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 東日本大震災復興緊急保証

震災により直接または間接被害を受けた被災地中小企業者を対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

### 対象となる方

#### 特定被災区域(※)内の方

・震災の影響により業況が悪化している方

→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。

※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。(写しで可)

・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

#### ※特定被災区域(政令指定)

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村または信用保証協会にご確認ください。

#### 対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県

### 支援内容

- 保証限度額 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。一般保証とは別枠。(なお、セーフティネット保証・危機関連保証・災害関連保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。)
- 保証料率 0.8%以下、※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- 資金用途 事業再建に必要な資金および経営の安定に必要な資金
- 保証割合 借入額の全額(100%)
- 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は不要

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

### 参照情報

セーフティネット保証、危機関連保証、災害復旧貸付

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

### 対象となる方

下記のいずれかに該当する方

・地震・津波等により直接被害を受けた方。

→市区町村等の罹災証明等が必要。(写しで可)

・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

### 支援内容

#### ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

一般保証とは別枠。

なお、セーフティネット保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。

#### ■保証料率

おおむね 0.7%～1.0%

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

#### ■資金用途

事業再建に必要な資金

#### ■保証割合

借入額の全額(100%)

#### ■保証人

原則として法人代表者以外の保証人は不要

### ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

### 参照情報

セーフティネット保証4号

セーフティネット保証5号

危機関連保証

東日本大震災復興緊急保証

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『信用保証協会の保証付借入金を一本化したい』 信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業者の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

### 対象となる方

- ・ 保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
  - ・ セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(※)、適切な事業計画を有している方
- (※)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

### 支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の本一本化等が可能です。

#### 1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

##### ■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

#### 2.一般保証、セーフティネット保証および中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

##### ■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

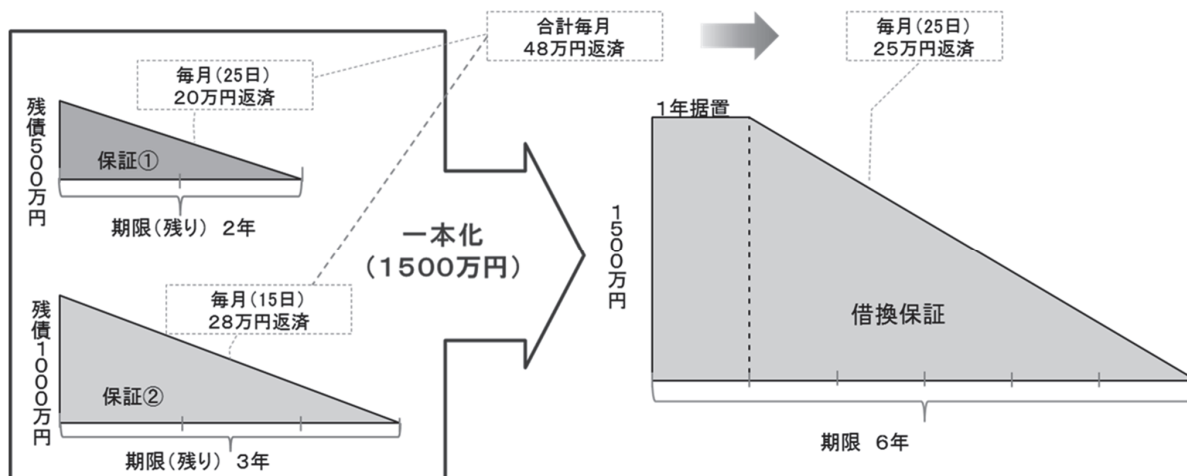
#### 3.条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借換え、更に追加資金を融資することを可能とします。

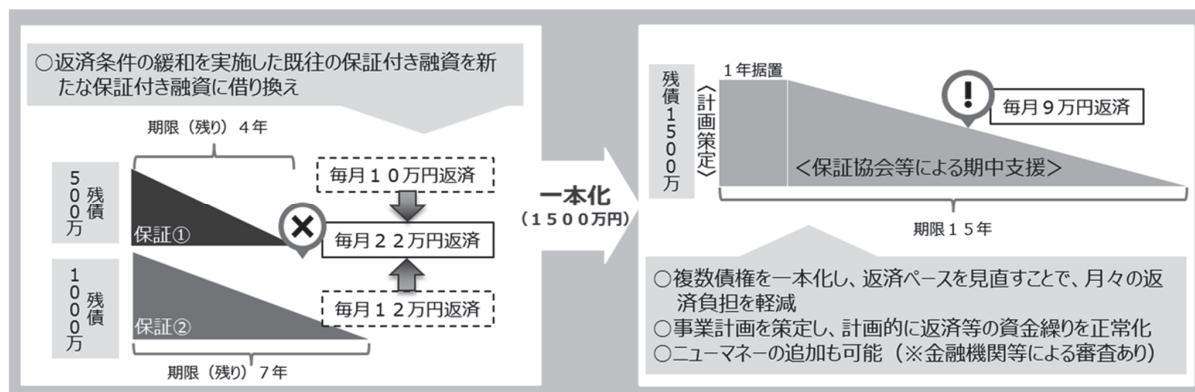
##### ■保証条件

- ・金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
  - ・保証期間は10年以内(据置期間1年以内※を含む)となり、責任共有制度(8割保証)の対象となります。
- ※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

(参考)借換のイメージ



(参考)条件変更改善型借換保証制度イメージ



**ご利用方法**

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

**参照情報**

セーフティネット保証制度

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『創業する際に保証を受けたい』 創業関連保証制度

創業者(創業予定者を含む)が、創業または創業により行う事業の実施に必要とする資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金の融通の円滑化を図ります。

### 対象となる方

- (1) 次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの
- ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
  - ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
  - ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2) 以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの
- ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
  - ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
  - ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (3) 上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの

### 支援内容

- 保証限度額: 3,500万円
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 1年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 各信用保証協会所定
- 保証人 : 原則として、法人代表者以外の保証人は不要

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『経営者保証を提供せずに創業する際に保証を受けたい』 スタートアップ創出促進保証

起業関心層の多くの方が「借金や個人保証を抱えること」を懸念していることを受け、こうした懸念を取り除き、スタートアップを含む創業者を後押しするため、経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証」を開始しています。

### 対象となる方

次のいずれかに該当する創業者

- ① 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方
- ② 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方
- ③ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
- ④ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
- ⑤ 創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない方

### 支援内容

- 保証限度額：3,500万円
- 保証期間：10年以内
- 据置期間：1年以内（一定の条件を満たせば3年以内）
- 金利：金融機関所定
- 保証料率：各信用保証協会所定
- 保証人：不要

※税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金があることが必要です。

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記のQRコードよりご確認頂けます。



## 『経営者保証を提供せずに融資を受けたい』

## 保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度

中小企業の約4割が利用している信用保証制度で、依然として信用保証付融資の約7割で経営者保証を提供している融資慣行を変えるため、保証料を上乘せすることで、経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を創設し、時限的な保証料負担軽減を行っています。

## 対象となる方(共通項目・変更不可)

次の要件のいずれにも該当すること※1

- ① 過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類※2を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
- ② 直近の決算書において代表者への貸付金等※3,4がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- ③ 直近の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。
- ④ 上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
- ⑤ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること※5。

※1: 法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあっては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあっては③に掲げるものをそれぞれ除く。

※2: 原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

※3: 「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

※4: 「貸付金」以外の金銭債権(仮払金・未収入金等)も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

※5: 経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いを可能とする。

## 支援内容(共通項目・変更不可)

一定の保証料率を上乘せすることで、経営者保証を提供せずに、信用保証協会の保証をつけることができます。

## ■保証料率

・通常の保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%の上乗せを行う(2期分の決算書がない場合は0.45%の上乗せ)。

・上乘せ保証料について、令和7年4月から令和8年3月までの保証申込分は0.10%、令和8年4月から令和9年3月までの保証申込分は0.05%に相当する保証料を国が補助。

## ご利用方法(共通項目・変更不可)

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

## お問い合わせ先(共通項目・変更不可)

最寄りの信用保証協会  
右記のQRコードよりご確認頂けます。



## 『金融機関の伴走支援による収益力改善を後押しするための保証を受けたい』

## コロナ借換保証

コロナ禍の長期化や物価高等、多くの中小企業が引続き厳しい状況にある中、積み上がった債務の返済負担への対応、事業再構築等の前向きな取組の促進等、事業者の実態を踏まえた支援が重要。一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時における信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げるコロナ借換保証を開始しています。

## 対象となる方

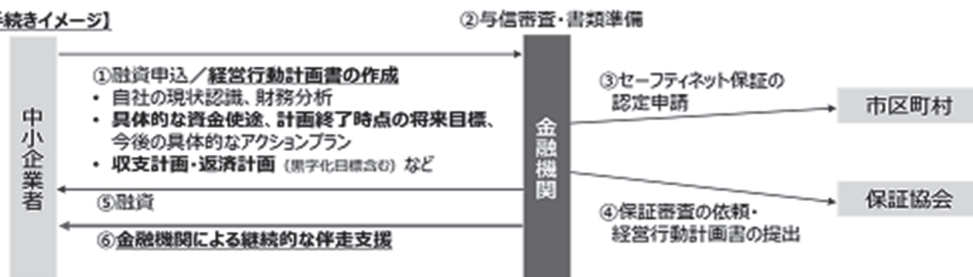
次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者（令和6年能登半島地震による災害に関し、災害救助法の適用を受け、かつ中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。）第2条第5項第4号の規定により経済産業大臣の指定を受けた石川県の地域内に事業所を有するものに限る。）。

- ①セーフティネット4号の認定を受けている方
- ②セーフティネット5号の認定を受けている方
- ③売上高が5%以上減少している方（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
- ④売上高総利益率または売上高営業利益率が5%以上減少している方（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較等でも可）
- ⑤令和6年能登半島地震による災害救助法適用地域内に事業所を有し、直接被害を受けた方

## 支援内容

- 保証限度額：1億円
  - 保証期間：10年以内
  - 据置期間：5年以内
  - 金利：金融機関所定
  - 保証料率：0.2%等（国による補助前は0.85%等）  
※利用要件によって異なります。詳しくはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。
  - 対象資金：経営の安定に必要な事業資金等
  - その他要件：経営行動計画書を作成すること  
金融機関が継続的な伴走支援をすること（原則四半期に一度）
- ※ 本制度は伴走支援型特別保証制度を活用して創設。

## 【手続きイメージ】



## ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記のQRコードよりご確認頂けます。



## 『経営者保証を外したい』 プロパー借換保証

経営者保証非提供の取組による信用収縮を防止し、民間における取組浸透を促すために、例外的に、既往プロパー融資（経営者保証あり）から信用保証付融資（経営者保証なし）への借換を認める時限的な保証制度です。

### 対象となる方（共通項目・変更不可）

以下の全ての要件を充足する法人

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 申込日※において返済緩和している借入金がないこと

※危機関連保証又はSN保証4号（新型コロナ）の指定期間内の場合は、指定期間の始期の前日において返済緩和している借入金がないことでも可

### 支援内容（共通項目・変更不可）

#### ■保証限度額

- ・2億8,000万円（責任共有制度の対象となる保証に限る。）
- ・ただし、申込金融機関における本制度の保証限度額（既往の本制度残高を含む。）は、経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。

#### ■対象資金

- ・経営者保証の提供を受けている申込金融機関の既往プロパー借入金（事業性資金）の返済資金に限る。

#### ■保証期間

- ・10年以内（据置期間は1年以内）

#### ■保証人

- ・不要

#### ■必須事項

- ・申込人の属性（設立日、資本金等）や利用内容（保証申込金額、保証承諾金額、プロパー融資状況等）のデータを提出する

### ご利用方法（共通項目・変更不可）

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

#### お問い合わせ先（共通項目・変更不可）

最寄りの信用保証協会  
右記のQRコードよりご確認頂けます。



## 『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』 事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）

「中小企業活性化協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

### 対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。

#### 【産業競争力強化法第 53 条第 1 項に規定】

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関（中小企業活性化協議会、産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画

#### 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 1 号に規定】

- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

#### 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 2 号に規定】

- ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

#### 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 3 号に規定】

- ⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画

#### 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 4 号に規定】

- ⑫ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関による指導または助言を受けて作成された事業再生の計画

### 支援内容

- **保証限度額** 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円（一般の保証枠とは別枠）。
- **保証割合** 責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は 100%保証。
- **保証料** 責任共有保証の場合 0.8%以下、100%保証の場合は 1.0%以下。
- **保証期間** 一括弁済の場合 1 年以内、分割弁済の場合 15 年以内（据置期間 1 年以内）。

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『早期の事業再生を後押しするための保証を受けたい』 経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

資材高騰や物価高、人手不足等による影響に対して早期の事業再生を後押しするため、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を行っております。

### 対象となる方

以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関（中小企業活性化協議会、産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画
- ⑫ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関による指導または助言を受けて作成された事業再生の計画

### 支援内容

- 保証限度額 : 2 億 8,000 万円
- 保証期間 : 15 年以内
- 据置期間 : 3 年以内
- 金利 : 金融機関所定  
※詳しくは、お取引のあるまたはお近くの金融機関にお問い合わせください。
- 保証料率 : 0.3%（国による補助前は原則 0.8%または 1.0%）
- 保証人 : 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要。  
法人代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要。
- 保証割合 : 責任共有保証（80%保証）。ただし 100%保証およびコロナ禍のセーフティネット 5 号からの借換については 100%保証

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『経営改善・事業再生に取り組む際の財務改善支援を受けたい』 信用保証付債権 DDS について

中小企業者の経営改善や事業再生を後押しするため、特に債務超過に苦慮する中小企業者への金融支援である信用保証付債権 DDS の対象計画を拡充し、「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画」においても対象とします。※ただし、当該計画を用いて信用保証付債権 DDS を検討する場合において、信用保証付債権しか存在しない場合は、プロパー新規融資の原則同時実行を要件とします。

### 対象となる方

以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関等に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。

- ① 活性化協議会が策定を支援した再建計画
- ② 中小機構が策定を支援した再生計画
- ③ 特定有責組合が策定を支援した再建計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が地域経済活性化支援機構法第 25 条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画
- ⑦ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が、経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画
- ⑧ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩ 特定調停法に基づく調停における調書
- ⑪ 産業復興相談センターが策定を支援した再生計画
- ⑫ 震災支援機構が震災支援機構法第 19 条の規定により支援決定を行った事業再生計画
- ⑬ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定調停法に基づく調停における調書又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
- ⑭ 熊本地震事業再生支援ファンドが策定を支援した再生計画

### 支援内容

- 劣後化手続き 信用保証付債権について保証条件変更手続きを行う
- 期間 5年超(事業再生計画等で求められている期間)
- 償還方法 原則として、期限一括返済
- 金利 原則として、配当可能利益に応じた金利設定
- 保証料率 通常の変更手続き同様、貸付実行時の保証料率を適用

### ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『プロパー融資と組み合わせた支援を受けたい』 協調支援型特別保証

原材料の価格高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業の経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする時限的な保証制度です。(令和10年3月31日まで)

### 対象となる方

以下のいずれかに該当する中小企業者

- ① 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。
- ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗報告を行うこと。

### 支援内容

- 保証限度額 : 2億8,000万円
- 保証期間 : 10年以内(一括返済の場合は1年以内)
- 据置期間 : 運転資金1年以内、設備資金および運転設備資金3年以内
- 金利 : 金融機関所定  
※詳しくは、お取引のあるまたはお近くの金融機関にお問い合わせください。
- 保証料率 : 0.45%~1.90%に対して保証料補助を実施

(対象者①は保証申込年度に応じて補助率が変動)

対象者①: 令和8年3月末までの保証申込分は1/2相当、令和8年4月から令和9年3月末までの保証申込分は1/3相当、令和9年4月から令和10年3月末までの保証申込分は1/4相当を補助。

対象者②: 1/4相当

- 保証人 : 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要。
- 保証割合 : 責任共有保証(80%保証)。

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記のQRコードよりご確認頂けます。



## 『再チャレンジする方を支援します』

## 再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

## 対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方

- (1) 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- (2) 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
- (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

## 支援内容

## ■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)、沖縄振興開発金融公庫

(注)国民生活事業では、新規開業・スタートアップ支援資金にて再チャレンジする方を支援しております。

詳しくは、新規開業・スタートアップ支援資金をご確認ください。

## ■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

## ■貸付利率

基準利率

・女性、若年者(35歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方は、特別利率①(基準利率から0.4%引き下げ)。

・技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①、②(基準利率から0.65%引き下げ)、③(基準利率から0.9%引き下げ)

## ■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金 15年以内(うち据置期間2年以内)

## ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル

電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話:098-941-1830

## 『従業員の賃上げに取り組む事業者を応援します』 賃上げ貸付利率特例制度

賃上げを行うためには、原資となる付加価値の確保・拡大が必要です。当該取組みの資金繰り面での支援のために、従業員の賃上げに取り組む事業者を対象とし、日本公庫の各貸付制度が定める利率から一律金利を控除する措置を実施します。

### 対象となる方(共通項目・変更不可)

日本公庫(国民生活事業または中小企業事業)の貸付制度を利用する方であって、直近年度から計画完了後にかけて、人件費(役員報酬、退職金等を除く)に2.5%以上の増加が見込まれる者(直近年度において既に増加している者を含む。)

※一部ご利用いただけない制度もあります。

### 支援内容(共通項目・変更不可)

貸付後2年間、適用した貸付制度に定める貸付利率から0.5%を控除

### ご利用方法(共通項目・変更不可)

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

### 参照情報

#### お問い合わせ先(共通項目・変更不可)

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』 挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

### 対象となる方

#### 主な貸付対象者(国民生活事業および中小企業事業)

- ①技術・ノウハウ等に新規性が見られる方
  - ②経営多角化・事業転換を行う方
  - ③認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方
  - ④海外への展開や、事業の承継・集約、省力化投資等に取り組む方
  - ⑤中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方
- ※別途、一定の要件を満たす必要があります

### 支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付限度額	別枠 7,200 万円	別枠 15 億円
貸付利率	資本性ローン利率(黒字の場合は 3.25%~3.95%、赤字の場合は 0.50%)	
貸付期間	5 年 1 か月以上 20 年以内	5 年 1 か月、6 年~20 年(1 年ごと)
担保・保証人	無担保・無保証人	

- ※1 本資金は、金融機関の資産査定上自己資本とみなすことができます。
- ※2 法的倒産の場合、本資金は全ての債権(償還順位が同等以下を除く)に劣後します。
- ※3 直近決算の状況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施します。
- ※4 民間金融機関から協調融資を受ける場合、一定の要件を満たす方については、ご融資後3年間の貸付利率は 0.50%となります。
- ※5 上記貸付利率は、令和 7 年 3 月 1 日時点です。

### ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505  
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』 高度化事業(工業団地等の整備に対する貸付制度)

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と(独)中小企業基盤整備機構が協調して設備資金の貸付けを行います。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行います。

### 対象となる方

経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。また、地元の中小企業者を支援するために、第3セクター(株式会社、公益法人)、市町村等が行う、(1)起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業、(2)商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業も対象となります。(過去に高度化事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。)

その他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

### 支援内容

#### 1. 貸付条件

##### ・貸付割合

原則として 80%以内

##### ・貸付利率

年 1.00%(2025 年度貸付決定分に適用)、または、無利子(特別の法律に基づく事業など)  
※貸付利率は毎年度見直しを行います。

##### ・貸付期間

20 年以内(うち据置期間 3 年以内)

#### 2. 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

### ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となります。まずは、各都道府県高度化事業担当課又は(独)中小企業基盤整備機構高度化事業企画課にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

各都道府県高度化事業担当部署  
(以下の URL の「申込方法」にある PDF ファイルをご覧ください)  
(独)中小企業基盤整備機構  
高度化事業部 高度化事業企画課  
電話:(03)5470-1528  
URL:[https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment\\_loan/index.html](https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html)

## 『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）

公害防止対策に必要な資金の融資を受けることができます。

### 対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R 事業、プラスチック資源循環関連事業、PCB 廃棄物の処分、土壌汚染対策を実施する方

### 支援内容

	貸付限度額		貸付期間	貸付利率	
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業 <sup>※2</sup>	国民生活事業
大気汚染関連	7億2,000万円以内 <sup>※1</sup>	7,200万円以内 <sup>※1</sup>	20年以内 <sup>※1</sup>	特別利率 <sup>③</sup>	特別利率B
水質汚濁関連				特別利率 <sup>②</sup>	
産業廃棄物処理・3R・プラスチック資源循環関連 <sup>※3</sup>				特別利率 <sup>②</sup> 、 <sup>③</sup> <sup>※4</sup>	
アスベスト対策関連				特別利率 <sup>②</sup>	
PCB廃棄物対策関連				基準利率、特別利率 <sup>③</sup> <sup>※5</sup>	
土壌汚染対策関連				基準利率、特別利率 <sup>③</sup> <sup>※6</sup>	

※1. 運転資金の場合、貸付限度額については、中小企業事業は上限なし、国民生活事業は 4,800 万円以内、貸付期間は 7 年以内。

※2. 中小企業事業において、特別利率限度額(4 億円)を超える部分については、基準利率

※3. 国民生活事業はプラスチック資源循環に関するものに限る。

※4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者については特別利率<sup>③</sup>(特別利率 C)、その他は特別利率<sup>②</sup>(特別利率 B)

※5. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については特別利率<sup>③</sup>(特別利率 C)、その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物については基準利率

※6. 土壌汚染対策法に基づく義務、指示、命令に基づくものについては特別利率<sup>③</sup>(特別利率 C)、その他は基準利率

※制度の詳細については、以下にお問い合わせください。

### ご利用方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫  
電話: 098-941-1785(中小企業資金)

## 『ITを活用した設備投資を支援します』 IT活用促進資金

ITを活用した事業を行う際や、テレワークを導入する際に、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

### 対象となる方

- (1)情報化投資を行う中小企業の方で、次のいずれかに当てはまる方
  - A.情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善などを行う方
  - B.他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方
  - C.企業内業務の情報技術(IT)水準を取引先など企業外の情報技術(IT)水準に合せようとする方
  - D.情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方
  - E.A～Dを組み合わせるなど、情報技術(IT)などを高度に活用する方
- (2)中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関
- (3)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方または特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
- (4)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する整備等計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
- (5)テレワークの導入等を行う方

### 支援内容

#### 資金使途

対象者(1)または(5)に当てはまる方

次の設備を取得するための設備資金および長期運転資金

- ①電子計算機(ソフトウェアを含む。)
- ②周辺装置:電子計算機本体と組み合わせて使用するモデムなどの通信装置など
- ③端末装置:多機能情報端末など
- ④被制御設備:高度数値制御加工装置(CNC)、多軸産業用ロボット装置など
- ⑤関連設備:LANケーブルやゲートウェイ装置など
- ⑥関連建物・構築物(上記装置、設備の導入と併せてその取得に必要不可欠なもの)

対象者(2)に当てはまる方

中小企業等経営強化法に定める情報処理支援業務に必要な設備資金(ソフトウェアを含む)及び長期運転資金

対象者(3)に当てはまる方

認定開発供給計画または認定導入計画の実施に必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)および長期運転資金

対象者(4)に当てはまる方

認定特定半導体生産施設整備等計画の実施に必要とする設備資金および長期運転資金

対象者(1)～(5)に当てはまる方の長期運転資金には以下のものを含みます。

- 設備などを賃借するために必要な資金
- ソフトウェアの取得、制作および運用に必要な資金など

#### 貸付限度

直接貸付:7億2千万円

代理貸付:1億2千万円

### 融資利率

対象者(1)に当てはまる方

基準利率

ただし、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率

- (A)DX推進指標を活用し、その診断結果を経済産業省が指定する方法で同省が指定する機関に提出している方については、2億7千万円まで:基準利率-0.2%
- (B)中小企業等経営強化法の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関または情報処理の促進に関する法律の規定に基づくDX認定制度の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方については、2億7千万円まで:特別利率②
- (C)産業競争力強化法の規定に基づき認定を受けた技術等情報漏えい防止措置認証機関から、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準に基づく認証を受けた方が必要とする設備資金については、2億7千万円まで:特別利率①

対象者(2)に当てはまる方

2億7千万円まで:特別利率②

2億7千万円超:基準利率

対象者(3)に当てはまる方

2億7千万円まで:特別利率③

2億7千万円超:基準利率

対象者(4)に当てはまる方

2億7千万円まで(土地に係る資金を除く.):特別利率③

2億7千万円超:基準利率

対象者(5)に当てはまる方

2億7千万円まで:特別利率①

2億7千万円超:基準利率

また、対象者(1)、(2)又は(5)に係る設備資金のうち、無形固定資産又は繰延資産に計上される資産を資金用途とする場合であって、担保を徴しないときは、令和7年3月31日までに貸付契約を行うもの限り、0.5%を控除するものとする(ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。)

### 貸付期間

設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

### ご利用方法

申し込み時は、日本政策金融公庫(日本公庫)の各支店の窓口へ必要書類を提出してください。  
必要書類等の詳細に関しては、以下のダイヤルまたは、日本公庫の各支店へお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)  
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

『人手不足等の環境変化に対応するため省力化投資に取り組みたい』  
**省力化支援資金【日本公庫(中小企業事業)】**  
**企業活力強化資金(省力化関連)【日本公庫(国民生活事業)】**

人手不足等の環境変化に対応するため、特定の補助金を活用し省力化投資に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまは、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

#### 対象となる方

次のいずれかに該当する補助金等の交付決定を受けている方

- (1) 中小企業省力化投資補助事業
- (2) 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【日本公庫(中小企業事業のみ)】

#### 支援内容

##### ■資金使途

省力化投資に取り組むために必要とする設備資金及び長期運転資金

##### ■貸付限度

【日本公庫(中小企業事業)】14億4千万円

【日本公庫(国民生活事業)】7,200万円

##### ■貸付利率

【日本公庫(中小企業事業)】

5億4千万円まで:特別利率②

5億4千万円超:基準利率

【日本公庫(国民生活事業)】

特別利率②

##### ■貸付期間

設備資金:20年以内、運転資金:7年以内

※うち据置期間は2年以内

#### ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『事業承継時の経営者保証解除に向けた支援について相談したい』 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進 (事業承継時の経営者保証解除)

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、事業承継時の経営者保証解除の支援パッケージを実施しています。

### 対象となる方

事業承継を行う際に経営者保証が障害となっている方

### 支援内容

- (1) 商工中金は「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」。
- (2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による確認を受けた場合、保証料を大幅に軽減。
- (3) 次の①と②の支援を行います。

①事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

- ・新旧経営者からの二重徴求の原則禁止。
- ・後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し、慎重に判断。また、ガイドライン要件の多くを満たしていない場合でも、総合的な判断として、経営者保証を求めない対応ができないか真摯かつ柔軟に検討。
- ・前経営者の経営者保証は、令和2年4月から改正民法で第三者保証の利用が制限されたこと等を踏まえて見直し。特に、経営権・支配権を有しない前経営者については、慎重に検討。

②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げやガイドライン充足状況の確認支援を全国48ヶ所の事業承継・引継ぎ支援センターにて実施し、事業承継時における経営者保証解除を後押ししていたが、2023年3月31日をもって本業務は終了。2023年4月1日以降は中小企業活性化協議会においてガバナンス体制の整備支援を強化することで、中小企業の信用度を高め、金融機関との取引状況の改善ひいては経営者保証解除の可能性を高めている。

### ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

### 参照情報

事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

#### お問い合わせ先

(1) 株式会社商工組合中央金庫

URL: <https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/raise/target/finance.html>

(2) 最寄りの信用保証協会

URL: <https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

(3) ①日本商工会議所 URL: <https://www.jcci.or.jp/news/2019/1224140030.html>

一般社団法人全国銀行協会 URL: <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>